児童一人あたり

子育て世帯

2万円

平均賃金の 80%補償

業務や通勤などで発症

感染・感染の疑いで無給や減給になった

収入減で家賃が払えない

収入減で学費が払えない

主に休業された方等向け

主に失業された方等向け

最大

単身世帯

複数世帯

20万円

月15以内

月20万円

休業・失業などで生活資金に不安 生活福祉資金の貸付

納税が今は厳しい(固定資産税・市民税など)

国民年金保険料などが払えない

水道料金などの支払いが厳しい

新型コロナウイルス感染症の影響により、収 入が減少した世帯

砂川市民の

影響を受けている

新型コロナウイルス感染症の拡大により

みなさまへ

休業、無給、減給などによる今後の生活への不安や生活資 金不足、納税や保険料の納付などでお困りのみなさまへの 国や北海道、砂川市で各種支援を実施しています。

減免

砂川市ホームページ 新型コロナウイルス感染症関連情報

砂川市 関連情報 コロナ

https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/ kenkou fukushi/hoken iryou/koronawiruskanrenjyouhou.html 砂川市作成(2020年5月18日作成)



〈新しい生活様式を実践しよう〉

新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会 話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要があります。こ れは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うもの です。

具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、 手洗いをすることが重要です。市民の皆さん一人ひとりが、日常生活の中で「新しい 生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種 の感染症の拡大を防ぐことができ、自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命 を守ることにつながります。







詳細は裏面をご覧くださ







給

砂川市民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧 7月13日時点

給付金など

すべてのみなさまに

子育て世帯への臨時特別給付金 (実施済み)

一人あたり 10万円

児童一人あたり

1万円

住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対し て、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 一人あたり10万円を給付します。

児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、国で

特別定額給付金事務局

53 54-2121

子育て世帯

子育て支援給付金(実施済み)

ひとり親世帯への臨時特別給付

児童一人あたり] 万円上乗せ

平均賃金の

あります。

一人あたり

10万円

80%補償

子育て世帯への臨時特別給付金を受給する世帯に対 し、国の給付金と同額を市独自に上乗せをして、対象 児童一人あたり1万円を給付します。

業務または通勤に起因して新型コロナウイルス感染症

を発症したものであると認められる場合には、

は、対象児童一人あたり1万円を給付します。

子育て支援係

54-2121

業務や通勤などで発症した

感染・感染の疑いで無給や減給に なった

休業中に賃金の支払いを受けてい ない

収入減で家賃が払えない

収入減で学費が払えない

労災保険の休業補償

特別定額給付金

国民健康保険・後期高齢者医療 の傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

住居確保給付金の 支給対象範囲拡大

道営住宅の提供

学生支援緊急給付金

高等教育修学支援新制度

高校生等奨学給付金 (公立高校・私立高校)

主に休業された方など向け

主に失業された方等向け

緊急小口資金

総合支援資金(生活支援費)

月15以内

複数世帯 万円

業料など減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。

家計急変世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を給付します。

証料免除)・事業主都合の離職者 100万円以内(金利 年0.6% 保証料免除)

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方(給与の支払いを受けている方に 限る)が新型コロナウイルス感染症に感染したり、感染が疑われたりして療養のた 保険係 めに働くことができず無給や減給になった場合に、傷病手当金を受け取れる場合が

5 54-2121

センター

保護係

5 54-2121

電話0120-221-276

24-7361

滝川労働基準監督署

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に、<mark>休業前賃金の80%</mark> (上限日額11,000円)を休業実績に応じて支給します。

新型ウイルス感染症拡大の影響により、子育ての負担の増加や収入が減少したひ

とり親世帯に対し、児童扶養受給世帯等へは1世帯5万円(第2子以降3万円) 収

労災保険給付の対象になります。

入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付1世帯5万円

休業などによる収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あ

り) を支給します。 対象:離職・廃業後 2年以内 /給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・ 都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用先からの解雇に伴い、現に居住してい る社宅などから退去を余儀なくされる方、またはその同居親族に該当する方に道営 住宅を提供します。

予期できない事由により家計が急変し、世帯(父母など)の収入が減った場合、授

うち住民税非課 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄って 税世帯の学生 **20万円** 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄って いる方で、アルバイト収入が大幅に減収し、就学の継続 が困難になっている学生等に一人あたり10万円を給付します。

空知総合振興局建設指導課

新型コロナウイルス感染症対

応休業支援金・給付金コール

5 0126-20-0068

在学校※の担当窓口 ※国公私立大学、大学院、短大、 高専、専門学校(日本語教育専門

(独)日本学生支援機構 奨学金相談センター

5 0570-666-301

社会福祉協議会

52-2588

公立:教育庁高等教育課 ○ 011-204-5760

個人向け緊急小口資金・総合

支援資金相談コールセンター

20万円 1世帯1回

> 単身世帯 月20以內

据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後10年以内 貸付期間:原則3か月、最長12か月以内

返済期間:据置期間経過後2年以内

据置期間:貸付日から1年以内

教育費や一般生活費などの資金を、取扱金融機関を通じて低利で融資します。 中小企業従業員、非正規雇用労働者 120万円以内(金利年1.6%、保証料年0.5%) 一定の要件により保証料免除あり・季節労働者 120万円以内(金利 年0.6%、保

生活資金に不安がある

勤労者福祉資金 勤労されてい る方や離職された方向け

北海道庁中小企業課 公 011-204-5346 北海道庁雇用労政課 公 011-204-5354

5 0120-46-1999

| 猶予 | 納税が今は厳しい | <u>市税</u> ・ <u>道税</u> ・ <u>国税</u> の納税など 猶予 | 市税や道税、国税を一時的に納付できない事情のある方については、「 徴収猶予 」や「 申請による換価の猶予 」が適用されることがあります。 | 市税:納税係 54-2121 道税:空知総合振興局納税課 © 0126-20-0055 国税:札幌国税局猶予相談センター © 0120-291-675 |
|----|----------------------------------|---|--|--|
| | 国民年金保険料などが払えない | 国民年金保険料 免除・納付の猶予 | 失業、事業の廃止 (廃業) または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、 国民年金保険料の免除や納付の猶予 が適用できる場合があります。 | 戸籍年金係 ☎ 54-2121 日本年金機構砂川年金事務所 ☎ 28-9002 |
| | 水道料金などの支払いが厳しい | 上下水道料金の支払いの相談 | 上下水道料金の支払いの相談を水道企業団で受けています。 | 中空知広域水道企業団 合 53-3831 |
| 減免 | 新型コロナウイルス感染症の影響 により、収入が減少した世帯 | 国民健康保険税・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料の減免 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の国民健康保険税・ 介護保険料・後期高齢者医療法検料が減免になる場合があります。 | 市民税係 54-2121 |
| 相談 | 雇用や賃金などの悩み | 再就職支援 | 失業等をされた方々の早期再就職を支援するため、キャリア・カウンセリングや各種就職に関する情報の提供などを行っています(Web対応可) | ジョブカフェ・ジョブサロン 北海道 口 011-209-4510 |
| | | 職業相談・職業紹介 | 失業などをされた方々に対して職業相談・職業紹介などを行います。 | ハローワーク砂川 合 54-3147 |
| | | <u>労働相談ホットライン</u> | 労働契約などにまつわるトラブルや、賃金の問題など、様々な労働問題に関する相 談を受け付けています。 | 労働相談ホットライン CC 0120-81-6105 |
| | いのちやこころに関する悩み | <u>いのちやこころに関する相談窓</u> <u>口</u> | 新型コロナウイルス感染拡大で不安などを感じていらっしゃる方からの相談を受け 付けています。 | 滝川保健所 |
| | 妊婦の方々の悩み | 不安を抱える妊婦の方々への相 <u>談窓口</u> | 出産にあたり、大きな不安やストレスを抱えていらっしゃる妊婦の方々から相談を 受け付けています。 | ☎ 24-6201 |
| | DV・児童虐待に関する悩み | 配偶者暴力 (DV) に関する相談 窓口 | 配偶者からの暴力に悩んでいる方からの相談を受け付けています。 | 配偶者暴力(DV)相談窓口 公 011-666-9955 |
| | | 児童虐待に関する相談窓口 | 虐待かもと思ったときなどの通告・相談を受け付けています。 (お近くの児童相談所につながります。) | 児童虐待相談窓口 公 189 (局番なし) |
| | 人権に関する悩み | 人権に関する相談 | 感染した方々やご家族、治療にあたった医療関係者の方々等に対する不当な差別などに関する相談を受け付けています。 | みんなの人権110番 つ 0570-003-110 |
| | 消費トラブルに関する悩み | <u>消費トラブルに関する相談窓口</u> | 商品やサービス等に関する苦情や問い合わせなどの消費生活相談を受け付けていま す。 | 消費者ホットライン 188 (局番なし) 道立消費生活センター 3 050-7505-0999 砂川消費者協会 52-2002 |